

## 子ども政策部の「運営方針と目標」(平成22年度)

子ども政策部長 酒井 利高

子ども政策部調整担当部長 井上 明

### 1 部の使命・目標に関する認識

#### 部の使命・目標

三鷹市に生活するすべての子どもが地域の中で健やかに成長ができ、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができ、喜びを実感できる環境や基盤を確立し、次世代を担う子どもの育ちと健全な育成を地域社会全体で支えることができる高福祉のまちづくりを目指します。

そのために、「三鷹子ども憲章」、「三鷹市子育て支援ビジョン」の理念の実現と「三鷹市健康・福祉総合計画2010(改定)」、「三鷹市次世代育成支援行動計画(後期計画)」に掲げられている子育て支援施策の推進と充実をNPO等をはじめ関係機関・団体との連携を図り推進します。

同時に、ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化が進行する中、地域、学校、家庭と連携、協力を行い「三鷹市教育ビジョン」で進められている施策との整合性も図りながら、「仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現を図ります。

#### 各課の役割

子ども政策部は、児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課の3課から構成されています。子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、①子ども施策の全般の企画調整、②児童青少年の健全育成や各種団体への支援、③保育所、学童保育所、児童館等の整備と運営、④母子及び寡婦福祉法に基づく支援、⑤子ども手当、その他児童等の手当での支給、⑥児童及びひとり親家庭等の医療費助成、⑦幼稚園等の私立学校助成などの業務などを行っています。

### 2 部の経営資源(平成22年4月1日現在)

#### ①職員数

##### 職員数

子ども政策部職員 253人

職員比率(正規職員) 子ども政策部 253人 / 市職員 1,026人 職員比率 約24.7%

#### ②予算規模

##### 予算規模

平成22年度子ども政策部予算額

一般会計 8,662,148,000円

### 3 部の実施方針及び個別事業の目標等

#### 実施方針

・「三鷹子ども憲章」と「三鷹市子育て支援ビジョン」の理念の実現の推進  
「三鷹子ども憲章」の普及・啓発に努め子どもたちが健やかに成長するための社会・地域風土の形成に努めます。同時に、「三鷹市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づく子ども・子育て施策を推進し、すべての子どもの健やかな「育ち」と「成長」を社会全体で支える仕組みづくりと子どもたちがいきいきと輝き、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に向けての環境の整備を行い、「三鷹市子育て支援ビジョン」に掲げられている課題の実現を図ります。

#### ・ 青少年の健全育成と団体活動への支援の推進

新しい時代の担い手である子どもたちや青少年が地域社会で豊かな心を持ち、心身とも健康に成長できるように、青少年委員協議会、青少年対策地区委員会や青少年補導連絡会等の関係機関・団体や地域の多くの人たちが協力連携し、「三鷹市児童青少年健全育成活動の基本方針」に沿って活動ができるように支援体制の整備を図ります。

#### ・ 学童保育所等放課後支援の充実と安定的な運営の推進

子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて仲間づくりや社会参加ができるように「三鷹市子どもコミュニティ推進計画」に基づき、地域、学校、家庭が一体となり子どもたちの放課後等の活動の拠点づくりを進めるとともに、子どもたちが安全で安心して生活ができる「居場所」としての学童保育所の運営と地域子どもクラブの活動との連携を図ります。

また、学童保育所の整備については、通所児童の安全、待機児解消、施設の老朽化等の視点から計画的に進めていきます。

#### ・ 地域における子育て支援の充実とひとり親家庭自立支援事業の推進

子ども家庭支援センターや親子ひろば等の事業の充実とサービスの質の向上を図るとともに、みたか子育てねっとの利便性の向上、子育てグループの育成、親同士の交流等のサポートを行い、地域の子育て家庭を支援できるネットワークの充実を推進します。

母子家庭等の自立が促進されるよう子育て相談、生活・就労相談等の取り組みを充実します

#### ・ 保育園待機児童解消と保育サービスの充実への取り組みの推進

既存保育園の分園化、増設への支援や改修等に伴う定員増の取り組み及び弾力的な運用の検討と家庭福祉員、認証保育所や事業所内保育所等の認可外保育所等の整備を進め、保育園入所希望の増大と待機児解消の対応を継続的に進めます。

保護者の就労、生活実態や保育ニーズの多様化に対して、延長保育の拡充、病児保育事業の拡大や認可外保育施設等利用助成等の保育サービスの充実を進めます。

#### ・ 各種手当や医療助成等をはじめとした子育て支援施策の推進

子ども手当の開始、児童扶養手当の父子家庭への拡大等への対応を確実に行うとともに、その他の手当や、乳幼児をはじめとする医療費助成、また、私立学校への助成も含め各制度の適正な運用を図り、子育て世帯への経済的負担の軽減に向けた支援を進めます。

## 個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

### 1 子育て支援ビジョン及び次世代育成支援行動計画の推進

（児童青少年課・子ども育成課・子育て支援課）

「三鷹市子育て支援ビジョン」と平成 21 年度に策定した「三鷹市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていく事を基本とした施策を展開していきます。また、多様化し増大する保育ニーズに対応した待機児対策や保育環境の整備、さらにはすべての子育て家庭を支援する施策の拡充についても、「教育・子育て研究所」の意見も踏まえながら推進していきます。計画の進行管理については、毎年目標事業量の達成状況を公表していくとともに、次世代育成支援対策地域協議会（仮称）の設置に向けての準備を行い、評価・検証体制の構築を目指します。

（目標指標：目標事業量の達成状況公表を毎年度実施し、地域協議会の平成 23 年度設置へ向けて準備します。）

### 2 三鷹子ども憲章の普及・啓発（児童青少年課）

児童・生徒による活動に加え、保護者や地域住民による活動等も視野に入れた幅広い普及、実践活動の展開を図ります。また、私立学校（幼稚園を含む。）に通う児童・生徒についても、啓発用カードを配布し、子ども憲章の普及を図ります。

（目標指標：小・中学校や地域等において、憲章の普及・啓発に向け重点的に取り組むアクション月間（11 月）を設定し、優れた取り組みを広く紹介します。）

### 3 子ども手当等の支給事務の確実な執行（子育て支援課）（「施政方針」掲載事業）

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを目的として、中学校修了までの児童を養育している保護者等に、児童一人につき月額 13,000 円を支給します。制度の周知徹底を図り、申請漏れのないよう新規受給対象者に対しては個別の勧奨等を行い、確実な執行に努めます。

（目標指標：制度についての周知を図り、丁寧な勧奨を行うとともに、随時払いを設定し迅速な支払いに努めます。）

### 4 認可外保育施設等利用者助成事業（待機児解消に向けての取り組み）

（子ども育成課）（「施政方針」掲載事業）

認証保育所、保育室又は家庭福祉員を利用する市内在住で保育を必要とする児童の保護者に対し、助成金を交付することにより、経済的負担を軽減するとともに児童の健全な育成を図ります。

（目標指標：認可外保育施設等の利用者に向けての制度内容の周知及び助成金交付事業の確実な実施を図ります。）

### 5 公立保育園の弾力運用による定数の拡大（待機児解消に向けての取り組み）

（子ども育成課）

認可保育所の定員と入所児童数の現状及び保育室の面積要件と必要な保育士の数を分析したうえで、平成 23 年度実施に向けて認可定員の範囲内で運用定員の拡大を検討します。

特に、3 歳以上児の認可保育所定員については、空き状況によっては、3 歳以上児との間で定員の割り振りを変更していくなど年齢別定員の見直しも検討し

ます。

(目標指標：現状の調査・分析及び運用定員変更の方針を確定します。)

#### 6 南浦西保育園建替事業（待機児解消に向けての取り組み）

(子ども育成課) (「施政方針」掲載事業)

昭和44年に開設された南浦西保育園が設置されている都営三鷹下連雀アパートが、老朽化に伴い東京都の建替計画に基づき建替を行うことになったことから、保育園部分に係る建設を都に委託して実施し、施設の更新を進めます。新施設においては定員を100人程度に増やして待機児童の解消を図るとともに、効率的な運営と保育サービスの充実に努めます。平成22年度は、東京都と協議を行って、覚書を締結したうえで建設工事の委託に関する契約を締結します。

(目標指標：老朽化施設のスムーズな更新のための調整・準備事務を完了します。)

#### 7 認証保育所・認可保育所等の開設・整備支援（待機児解消に向けての取り組み）

(子ども育成課) (「施政方針」掲載事業)

認証保育所の新規開設に当たり、開設準備経費を助成するとともに、運営費を助成します。あわせて、民間事業者が事業所内保育所等として使用する施設の建設を行った場合に建設費の一部を新たに助成し、待機児童の解消を図ります。

また、待機児童対策のため民間認可保育所についても整備・誘導に努めます。

(目標指標：認証保育所の開設準備経費の助成(2か所)、うち事業所内保育所等建設費の助成(1か所)を実施します。認可保育所の分園化等による増設を支援します。)

#### 8 学童保育所の整備（三小学童保育所の整備事業）

(児童青少年課) (「施政方針」掲載事業)

第三小学校建替に伴い、現在の三小学童保育所の建物を解体する必要があることから、第三小学校南側の学校農園内に仮設学童保育所を整備し移転するとともに、既存の学童保育所の解体工事を実施します。新校舎移転後は、現校舎を解体し、学校敷地内に新しい学童保育所を建設します。

(目標指標：仮設学童保育所の設置に当たっては、三小学童保育所A・Bそれぞれ60人規模の施設とします。)

#### 9 幼稚園就園奨励費補助金の拡充（子育て支援課）(「施政方針」掲載事業)

幼稚園就園奨励費補助金については、国及び都の補助制度を活用して低所得者への給付の重点化を図るよう、補助単価の見直しを行います。また、兄弟(小学校1年～3年の場合)がいる家庭の負担軽減を図るため、第2子の保護者負担割合を引き下げます。

(目標指標：申請内容審査を確実にを行い、適切な補助金交付に努めます。)

#### 10 父子家庭に対する児童扶養手当の拡大（子育て支援課）(「施政方針」掲載事業)

現在、母子世帯の母等を対象に支給している児童扶養手当について、対象を父子世帯の父にも拡大して支給します。実施時期は平成22年8月1日から平成22年度は12月に8月～11月分の4か月分を支給します。申請漏れのないよう制度の周知に努め、新規受給対象者へは個別勧奨を行い、きめ細やかな対応を図ります。

(目標指標：制度についての周知を図り、対象者に対しては丁寧な勧奨を行います。)

- 11 みたか子育てねっとの携帯サイトの構築（子ども育成課）〈「施政方針」掲載事業〉  
子育てに関する施設やサービスの情報を掲載したウェブサイト「みたか子育てねっと」について、平成21年度にふるさと雇用再生特別補助金を活用して、操作性やセキュリティの向上を図るとともに、携帯電話から相談できるようにリニューアルを実施したところですが、平成22年度も緊急雇用創出事業臨時特別補助金を活用し、新たに携帯電話用サイトを作成して運用を開始し、コンテンツも見直しして、利便性の向上を図ります。

(目標指標：利便性の向上を図り、2年連続で減少した訪問者数・アクセス数を増加させます。)